会計	繰越	検算	転記		
(その1) ⑦	⑦	✓ サ ✓	ⓔ ⓢ ⓔ	○	○

収支報告書

（令和 7 年分）

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
- ☐ 政党
- ☑ その他の政治団体（後援会等）
- ☐ 政治資金団体
- ☐ その他の政治団体の支部
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

（ふりがな）（みやかわしんこうえんかい）

1 政治団体の名称　みやかわ伸後援会

2 主たる事務所の所在地　千葉県鎌ヶ谷市南初富6－1－7　3F

3 代表者の氏名　宮川　伸

4 会計責任者の氏名　藤田　聡

活動区域の区分

- ☑ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

問合せ先

（担当者）宮川　葉子

（電話）047-497-8568

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名　宮川 伸

公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 無
- ☑ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の届出をした者の氏名　宮川 伸

千葉県選挙管理委員会 -8.4.-1 受付

受付 8.8.26 収支公開室 第　号

（※1）資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

（※2）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

40459 0

定解	内後	郵窓	資N	国N	全県	領N	N過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
A					

~~2143~~　2144

105270

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）			4,170	470
①（前年からの繰越額）			3,094	174
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）			1,076	296
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）			2,467	229
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）			1,703	241

2　収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額 A				
員数				人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附			229	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）			229	000	(ｱ)～(ｳ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）			229	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）					
事業の種類	金額 十億	百万	千	円	備考
新年会(1/13)			37,	400	白井地区
懇親会(4/12)			52,	500	印西栄地区
福島第一原発視察(8/7～8)			378,	000	浪江町、東日本大震災・原子力災害伝承館訪問
後援会会員交流会(11/15)			170,	000	鎌ケ谷・富里・酒々井地区
忘年会(12/12)			100,	000	印西栄地区
忘年会(12/21)			108,	000	鎌ケ谷地区
この頁の小計			845,	900	
合計 C			845,	900	

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　　額				収入年月日	備　　考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計						
１件10万円未満のもの				1,396		
合　　計 Ⓖ				1,396		

注意　預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件１０万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

（その７－１）　**個　人**

(7) 寄附の内訳（個人）					**寄附者の区分**	**個　人**	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
陣内隆之			2	000	R7.3.18	千葉県流山市江戸川台西4-110	会社員	
村山晃			2	000	R7.4.30	千葉県鎌ケ谷市東中沢2-5-46	無職	
川路茂雄			2	000	R7.10.17	千葉県鎌ケ谷市道野辺本町2-26-1-702	会社員	
この頁の小計			6	000				
その他の寄附			223	000	→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計			229	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目	金額	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	2,324		
(4) 事務所費	58,457		
小計 ((1)～(4))	60,781		
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	14,355		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	892,093		
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	0		
（内訳） イ 宣伝事業費	17,578		
（内訳） ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
（内訳） エ その他の事業費	874,515		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	1,500,000		
(6) その他の経費	0		
小計 ((1)～(6))	2,406,448	うち本部・支部間の交付金合計 円	
合計	2,467,229	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	備品・消耗品費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計								
その他の支出			2	324				
合計			2	324				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵便料金			10,285	R7.6.6	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便料金			10,200	R7.12.29	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			20,485				
その他の支出			37,972				
合計			58,457				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（３） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☑1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☐6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （会議費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計								
その他の支出			14,	355				
合計			14,	355				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費　□6 その他の事業費 □2 選挙関係費　□7 調査研究費 □3 機関紙誌の発行事業費　□8 寄附・交付金 ☑4 宣伝事業費　□9 その他の経費 □5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝広告費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
チラシ折込料			17,	138	R7.12.25	株式会社朝日コネクト	東京都中央区築地5-3-2新館11F	
この頁の小計			17,	138				
その他の支出				440				
合計			17,	578				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☐1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☑6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (白井新年会1/13)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
新年会飲食代			53,	060	R7.1.13	ル・ブラン	千葉県白井市根1964-6	
この頁の小計			53,	060				
その他の支出				0				
合計			53,	060				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☐1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☑6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (印西栄懇親会4/12)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
懇親会飲食代			46,	350	R7.4.12	やきとり のり子	千葉県印西市小林3628-3	
この頁の小計			46,	350				
その他の支出				0				
合計			46,	350				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □ 1 組織活動費 □ 2 選挙関係費 □ 3 機関紙誌の発行事業費 □ 4 宣伝事業費 □ 5 政治資金パーティー開催事業費 ☑ 6 その他の事業費 □ 7 調査研究費 □ 8 寄附・交付金 □ 9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （福島第一原発視察）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
視察旅行宿泊代（18名）	137,000	R7.8.8	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団福島いこいの村なみえ	福島県双葉郡浪江町大字高瀬字丈六10	
視察旅行食事代（2食×18名）	108,900	R7.8.8	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団福島いこいの村なみえ	福島県双葉郡浪江町大字高瀬字丈六10	
視察旅行飲み物代	11,460	R7.8.8	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団福島いこいの村なみえ	福島県双葉郡浪江町大字高瀬字丈六10	
入館料17名分	10,200	R7.8.8	東日本大震災・原子力災害伝承館	福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39	
視察旅行レンタカー代	76,147	R7.8.9	株式会社トヨタレンタリース新千葉	千葉県千葉市中央区登戸2-2-7	

この頁の小計	343,707
その他の支出	46,914
合計	390,621

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☑6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交流会11/15）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交流会飲食代			138,	600	R7.11.15	きのえねomoya	千葉県印旛郡酒々井町馬橋106	
レンタカー代			23,	100	R7.11.15	株式会社トヨタレンタリース	千葉県千葉市中央区登戸2-2-7	
この頁の小計			161,	700				
その他の支出			1,	770				
合計			163,	470				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費　☐2 選挙関係費　☐3 機関紙誌の発行事業費　☐4 宣伝事業費　☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☑6 その他の事業費　☐7 調査研究費　☐8 寄附・交付金　☐9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 印西栄忘年会12/12

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
忘年会飲食代			111,	045	R7.12.12	和作	千葉県印西市鎌苅1966	
この頁の小計			111,	045				
その他の支出				0				
合計			111,	045				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☑6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 鎌ケ谷忘年会12/21

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
忘年会飲食代			109,	969	R7.12.21	和処惣吉	千葉県鎌ケ谷市東初富4-15-17	
この頁の小計			109,	969				
その他の支出				0				
合計			109,	969				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費　☐6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☑8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （寄附金）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附	1,000,000	R7.6.1	立憲民主党千葉県第１３区総支部	千葉県鎌ケ谷市南初富6-1-7　3F	
寄附	500,000	R7.11.7	立憲民主党千葉県第１３区総支部	千葉県鎌ケ谷市南初富6-1-7　3F	
この頁の小計	1,500,000				
その他の支出	0				
合計	1,500,000				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　考
ア　土　地	□	☑	
イ　建　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し
☐ 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
☐ 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）※
※令和８年分以降の収支報告書から添付すること。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 31 日

政治団体の名称　**みやかわ伸後援会**

会計責任者の氏名　**藤田　聡**

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和８年３月３１日

みやかわ伸後援会
代表　宮川　伸　殿

登録政治資金監査人 高橋和枝
登　録　番　号　第　２３１４号
研修修了年月日　平成21年2月20日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、みやかわ伸後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、みやかわ伸後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

みやかわ伸後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、みやかわ伸後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上